

南魚沼産コシヒカリ販促用米パック購入 公募型プロポーザル実施要領

南魚沼市（以下「本市」という。）が実施する「南魚沼産コシヒカリ販促用米パック購入」の内容及び当該案件に係る公募型プロポーザルの手続等については、次のとおりとする。

1. 目的

市が指定するデザインを使用した、南魚沼産コシヒカリを充填した販促用米パックを作成し、首都圏をはじめとする市内外で開催される各種イベント等において活用することにより、南魚沼産コシヒカリの認知度向上や更なる販売促進および市内コシヒカリ農家の支援につなげることを目的とする。

2. 件名

南魚沼産コシヒカリ販促用米パック購入

3. 仕様及び内容

別紙「南魚沼産コシヒカリ販促用米パック購入仕様書」のとおり

4. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5. 契約金額の上限額

2,219,400 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6. プロポーザル参加資格基準

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる基準を全て満たす者とする。

- （1）本市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- （2）本市における物品入札参加資格を有する者であること。なお、資格を有していない者は、参加申込期限までに入札参加資格審査の申請手続きを行うこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （4）参加申込書提出日から契約締結までの間において、本市及び新潟県から指名停止措置を受けている期間がない者。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがな

されていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

- (6) 南魚沼市暴力団排除条例（平成 24 年南魚沼市条例第 2 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定に該当しない者。

7. スケジュール及び企画提案書等の提出先

(1) スケジュール

項目	日程等
実施要領公表	令和 8 年 7 月 15 日（水）
参加申込書・質問書の受付	令和 8 年 7 月 15 日（水）～ 令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 4 時
質問に対する回答	令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 4 時まで
企画提案書の受付期限	令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 4 時まで
契約候補者の決定	令和 8 年 8 月 14 日（金）予定
契約締結	契約候補者との協議終了後

(2) 企画提案書等の提出先及び問合せ先

①参加申込書及び企画提案書の提出先	〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180-1 南魚沼市役所 財政課契約検査班 TEL:025-773-6671 FAX:025-772-3055 E-mail: keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp
②実施要領及び仕様等の問合せ先	〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180-1 南魚沼市役所 農林課農業振興係 TEL:025-773-6663 FAX:025-773-6710 E-mail: nougyou@city.minamiuonuma.lg.jp

8. 参加申込書並びに質問の受付及び回答

- (1) 参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

- ・提出書類：様式第 1 号「参加申込書」
様式第 2 号「会社概要」
- ・提出部数：1 部
- ・受付期間：「7. (1) スケジュール」に記載のとおり
- ・提出方法：「7. (2) ①参加申込書及び企画提案書の提出先」へ持参又は郵送（郵送のときは、書留郵便等の配達記録が残る方法で行い、郵便事故等は提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。以下同じ。）により提出すること。

- (2) 質問の受付

質問の提出は参加予定の事業者が行い、次のとおりとする。

- ・提出様式：様式第3号「質問票」
- ・受付期間：「7.（1）スケジュール」に記載のとおり
- ・提出方法：「7.（2）②実施要領及び仕様等の問合せ先」へ電子メールにより提出すること。

（3）質問に対する回答

参加申込書を提出した全ての事業者に対し、質問事項及びその回答を電子メールにより回答する。

回答は、本実施要領及び仕様書と一体のものとして効力を有するものとする。
なお、電話及び口頭による個別対応は行わない。

9. 企画提案書作成要領

- （1）企画提案書はA4版で作成すること。
- （2）仕様書及び別添「企画提案依頼事項及び配点」に沿って企画提案を作成すること。
- （3）仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。
- （4）使用予定の包装資材サンプル又はお米を充填した見本を提出すること。提出されたサンプル等は、包装資材の質感、品質保持性能及び商品性等の審査に使用する。

10. 企画提案書の受付

提案者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- ・受付期間：「7.（1）スケジュール」に記載のとおり
- ・提出方法：「7.（2）①参加申込書及び企画提案書の提出先」へ持参又は郵送により提出すること。
- ・提出書類及び部数

書類名	提出部数
① 様式第4号「企画提案書提出届」	1部
② 任意様式「企画提案書」 ※別添「企画提案依頼事項」に基づき作成すること。	5部
③ 任意様式「企画提案に関する説明書」	5部
④ 任意様式「見積書及び見積内訳書」	5部
⑤ 使用予定包装資材サンプル又は実際の充填見本（モックアップ）	1点

11. 留意事項

- (1) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (2) 市が必要と認めるときには追加資料の提出を求めることがある。
- (3) 企画提案書に記載する提案は 1 者につき 1 案とする。
- (4) 第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行うこと。

12. 参加辞退

参加申込書提出後又は企画提案書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに様式第 5 号「参加辞退届」を「7. (2) ①参加申込書及び企画提案書の提出先」へ持参又は郵送により提出すること。

13. 選定方法

- (1) 審査は、企画提案書等の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- (2) 提出された企画提案書等を、「14. 選考審査基準項目」に基づき選考委員会において審査し、得点の高い順に順位を付ける。評価合計点が最も高い者を契約候補者とし、次順位の者を次点候補者として選定する。
- (3) 最高得点者が 2 者以上となった場合は、「14. 選考審査基準項目」の審査項目「原料米及び品質管理」の評価点が高い者を上位とし、同項目の評価点も同点の場合は、見積金額が最も安価な者を上位とする。
- (4) 参加者が 1 者の場合であっても、選定委員会において審査を行い、本業務の目的を達成できると認められた場合は契約候補者として選定する。
- (5) 全ての企画提案について、本業務の目的を達成できないと判断した場合は、契約候補者を選定しないものとする。

14. 選考審査基準項目

選考審査基準は、別添「企画提案依頼事項及び配点」のとおりとする。

15. 選定結果

選定結果（契約候補者及び次点候補者）をメールにより本プロポーザル審査の参加者全員に通知する。

16. 契約締結事務

本プロポーザルは、本件の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な内容は企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に

基づいて実施するため、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行うものとする。当該協議が成立後に契約を締結するものとする。

(1) 仕様等の確定について

契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることとする。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契約候補者となったときも同様とする。

(2) 契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

(3) 契約保証金について

契約保証金については免除する。

17. 提出書類の取扱い

(1) 参加申込書、企画提案書等は、返却しない。

(2) 企画提案書等は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとする。

18. 情報公開

(1) 本市は提出された企画提案書等について、南魚沼市情報公開条例（平成 16 年南魚沼市条例第 14 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

(2) 次に掲げる事項について、南魚沼市公式ウェブサイト等において公表する。

ア 業務名

イ 選定した契約候補者の名称

ウ 担当課の名称

19. 費用負担

企画提案書等の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て参加者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、延期又は中止することがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

20. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない場合
- (4) 見積金額が契約金額の上限額を超えた場合
- (5) 企画提案書等の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

21. その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも、原則として応じないこととする。
- (3) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (4) 契約に関する全ては、南魚沼市財務規則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 4 号）及び南魚沼市物品供給契約約款（平成 21 年 1 月 30 日告示第 9 号）及び本市の指示による。